

小田原市図書館協議会規則

昭和38年10月1日教育委員会規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第13条の規定に基づき、図書館協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

第3条 委員長は協議会を代表し、協議会の運営を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第4条 協議会は、委員長が招集する。

第5条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。